

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月13日

葛飾区長

葛飾区条例第43号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の21の2の項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、
同表21の8の項から21の12の項までの規定中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、
同表21の13の項から21の15の項までの規定中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、
同表21の16の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。